

茨城労働局発表  
平成27年1月7日

【照会先】  
茨城労働局労働基準部監督課  
課長 遠藤 光  
主任監察監督官 佐川 正孝  
(直通電話)029(224)6214

## 茨城労働局働き方改革推進本部を設置します ～平成27年1月9日に第1回会議を開催します～

平成26年6月24日に閣議決定された「日本再興戦略」改訂2014では、新たに講ずべき具体的施策として「働き方改革の実現」が掲げられ、その具体策として「働き過ぎ防止のための取組強化」が明記されるなど、長時間労働対策の強化が政府としての喫緊かつ重要な課題となっています。

また、平成26年11月28日に施行された「まち・ひと・しごと創生法」では、基本理念として、「仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること」、「地域の特性を生かした(中略)魅力ある就業の機会の創出を図ること」が掲げられています。

こうしたことを踏まえ、茨城労働局(局長 中屋敷 勝也)では、働き方改革の実現に向けた取組をさらに強化するため、茨城労働局長を本部長とする茨城労働局働き方改革推進本部を設置し、以下のとおり第1回会議を開催します。

### 【開催案内】

1 日 時 平成27年1月9日(金) 午後1時30分～

2 場 所 茨城労働総合庁舎2階会議室  
茨城県水戸市宮町1-8-31

### 3 報道関係者の取材について

会議については、会議冒頭本部長あいさつまで取材を可とします。

当日の取材を希望される場合は、1月8日(木)までに当局監督課(遠藤又は佐川)までご連絡ください。

(参考資料)

・茨城労働局働き方改革推進本部 設置要綱

## 茨城労働局働き方改革推進本部 設置要綱

### 1 目的

労働者の心身の健康確保、仕事と生活の調和、女性の活躍推進等の観点から、法定労働条件の履行確保を前提とした上で、個々の企業において、労使の話し合いを通じて、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、始業及び終業の時刻の設定の見直し、勤務地や勤務時間等を限定した多様な正社員制度、適正な労働条件の下でのテレワークの普及など長時間労働や転勤を一律の前提とする雇用管理を見直す「働き方改革」を進めていくことが求められている。

『日本再興戦略』改訂 2014（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）においても、「新たに講ずべき具体的施策」として「働き方改革の実現」が掲げられ、その具体策として「働き過ぎ防止のための取組強化」が明記されるなど、長時間労働対策の強化が政府としての喫緊かつ重要な課題となっている。

また、平成 26 年 11 月 28 日に施行された「まち・ひと・しごと創生法」（平成 26 年法律第 136 号）の基本理念として、「仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること」、「地域の特性を生かした（中略）魅力ある就業の機会の創出を図ること」が掲げられており、働き方改革の実現に向けた取組はこれらにも資する。

こうしたことから、働き方改革の実現に向けた取組をさらに強化するため、企業トップへの働きかけや気運の醸成を図ることを目的とする。

### 2 設置

働き方改革の実現に向けた対策を推進するため、茨城労働局に、働き方改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

### 3 構成メンバー

|      |                |
|------|----------------|
| 本部長  | 茨城労働局長         |
| 副本部長 | 茨城労働局労働基準部長    |
| 本部長  | 茨城県商工労働部労働政策課長 |
|      | 茨城労働局職業安定部長    |
|      | 茨城労働局雇用均等室長    |
|      | 茨城労働局総務部企画室長   |

### 4 実施内容

- (1) 働き方改革の促進のための取組方針の決定
- (2) 働き方改革の促進のための団体・企業のトップへの働きかけ
- (3) 働き方の見直しに向けた地域全体における気運の醸成
- (4) その他働き方改革の促進のために必要な取組

### 5 会議

茨城労働局長は、必要に応じ会議を招集する。

### 6 庶務

本部の庶務は、茨城労働局労働基準部監督課において処理する。

「日本再興戦略」改訂 2014(抄)(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)

## 第二 三つのアクションプラン

### 一. 日本産業再興プラン

#### 2. 雇用制度改革・人材力の強化

##### 2-1. 失業なき労働移動の実現／マッチング機能の強化／多様な働き方の実現

(1)～(2) (略)

(3) 新たに講ずべき具体的施策

i) 働き方改革の実現

ii)～iii) (略)

まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)(抄)(平成26年11月28日施行)

(基本理念)

第二条 まち・ひと・しごと創生は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

一～三 (略)

四 仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること。

五 地域の特性を生かした創業の促進や事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会の創出を図ること。

六～七 (略)